



厚生労働省

業務改善助成金の制度が拡充されています！

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

今
ま
で

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

拡
充
後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・賃金引き上げ結果
・事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実
施計画

賃上げ
結果

900円未満 9/10

900円以上
950円未満 4/5
(9/10)

950円以上 3/4
(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

※詳しくは、同封のリーフレットを参照ください。

事業継続力強化計画

(1)

《 特集：災害に備える 》

～自然災害や感染症に事前の備えを～

「事業継続力強化計画」策定のすすめ



近年、大規模な自然災害が全国各地に頻発し、加えて、新型コロナウイルス感染症など自然災害以外のリスクも顕在化しています。こうした自然災害や感染症の拡大が企業経営に与える影響が益々高まっており、事業継続のための対策を平時から進めておくことが不可欠となっております。

このような中、当商工会は自然災害や感染症等に備える中小・小規模事業者の取組みを支援する計画「事業継続力強化支援計画」を策定し、岐阜県より認定を受け、みなさまに対して支援を行っています。

自然災害等に対する危機管理や事業継続力強化への取組み、特に小規模事業者のみなさまにも取組みやすい「事業継続力強化計画」について、ご紹介いたします。

❖ 企業経営から見た災害リスク、感染症リスク

→ リスクを想定することから始めよう…

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震など、我が国にとって地震は避けられない自然災害と言えます。国は、国内のどの地域でどの程度の地震が発生するかを公表しており

「J-SHIS地震ハザードステーション」(<http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>)

で調べることができます。

毎年のように発生している大雨等による災害については、各自治体でハザードマップを公表するとともに、国は洪水、土砂災害、高潮、津波のリスク情報など地図に重ねて表示することができる

「重ねるハザードマップ」(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)

を公開しています。

災害対応を図る上では、まずは企業や従業員の自宅の所在地で、どのようなリスクがどの程度想定されるかを把握することが重要です。

また、感染症においてもリスクの把握が重要で、今後どのような状況が想定され、自社の事業活動にどのような影響を及ぼすか、あらためて確認することが必要です。

「八百津町ハザードマップ」(<https://www.town.yaotsu.lg.jp/1420.htm>)

(2)

❖ 感染症におけるリスク把握のための視点

① 感染防止策の徹底に係る視点

- * 感染リスクの再考（更なるリスクの洗い出し）
- * 従業員の健康管理の強化（現状の取組みの漏れの抽出）
- * 感染の危険性の評価（感染後のリスク想定）

② 社員及びその家族の感染者発生時の対応の視点

- * 発熱者の情報収集の仕組み
- * PCR検査等の進め方
- * 感染者とその濃厚接触者の特定
- * 感染者発生時の社内・社外の情報発信の進め方
- * 感染者及び濃厚接触者の処置
- * 感染者発生後の業務遂行方針及び業務体制の編成

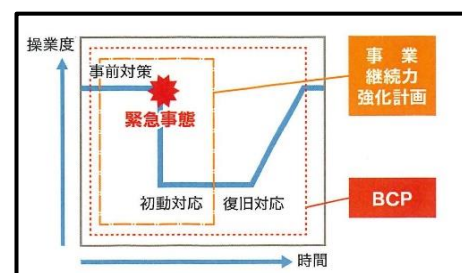
③ 関係先との情報交換・情報共有に係る視点

- * お客様・納入先との取引交渉・協議
- * 仕入先との取引交渉・協議
- * 協力企業との交渉・協議
- * 金融機関との協議
- * 支援機関との協議

④ 長期的な事業活動の制限に関する視点

- * 必要な運転資金の予測、早めの資金対策
- * 人のやり繰り（複数班の交代勤務、在宅勤務、多能工化等）

「BCP」と「事業継続力強化計画」との違い



	BCP	事業継続力強化計画
対象リスク	事業継続を妨げるあらゆるリスク	自然災害・感染症に特化
対象場面	復旧対応まで	初動対応まで

❖ 事前対策の重要性

災害対策を進めるのに有効なものがBCPです。日本語では「事業継続計画」と訳されています。大規模な災害などが発生したらさまざまな問題や課題が発生します。

BCPは、その時になって初めて「どうしよう」と考えるのではなく、平時において①事前対策、②初動対応、③復旧対応の3つのステージについて社内で体系的に検討を行い、それを計画書にまとめておき、実際の有事に事業継続を果たすための危機管理手法です。

中でも、重要なのは①事前対策です。これは大きな災害など緊急事態が発生した際に被害の程度を最小限に抑え、重要な業務が高いレベルで継続できるようヒト、モノカネ、情報、インフラ等その他の視点で対策を講じるものです。

しかし、中小・小規模事業者においては、これまでのようなBCPへの取組みが進んでいませんでした。

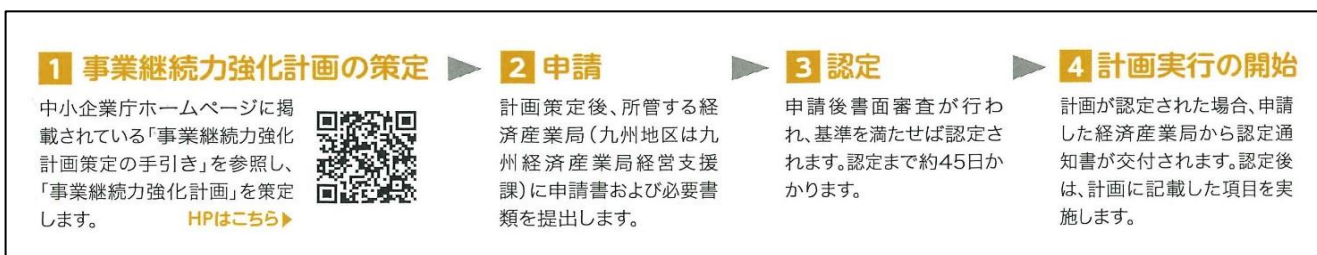
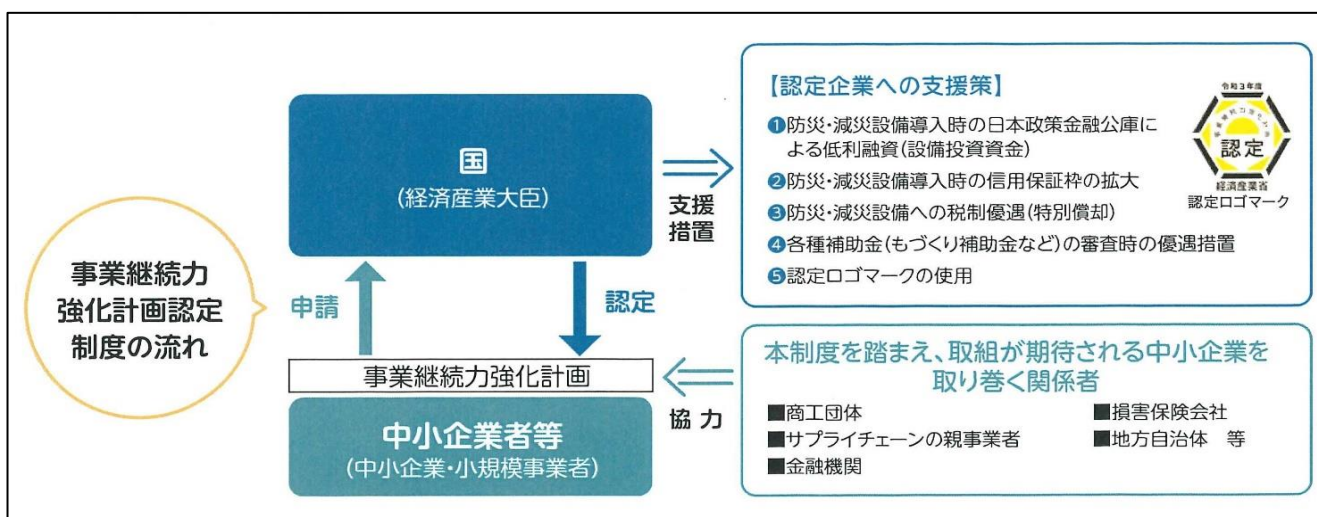
❖ 事業継続力強化計画の認定制度

自然災害等の影響は、個々の事業者の経営はもちろん、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、中小・小規模事業者の災害対応力を高めるため、令和元年7月に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）が施行されました。

これに伴い、中小・小規模事業者が防災・減災に向けて取組む計画＝事業継続力強化計画を作成し、国（経済産業省）がこれを認定する制度が始まりました。

なお、この認定を受けると次の支援策を受けることができます。



❖ BCPと事業継続力強化計画との主な違い（※P3図表参照）

BCPは、①事前対策、②初動対応、③復旧対応（元の状態に戻す）までの対応を検討しますが、事業継続力強化計画は、①事前対策、②事前対応までの範囲となります。

また、BCPは事業継続を阻害するすべてのリスクを対象としますが、事業継続力強化計画の方が取組みやすくなっています。

事業継続の取組みの目指すところは、事業活動を元に戻す（復旧対応に取組む）ことですから、できることならばBCPを作ることが望ましいですが、まずは取組みやすい事業継続力強化計画の策定を検討されることをお勧めします。

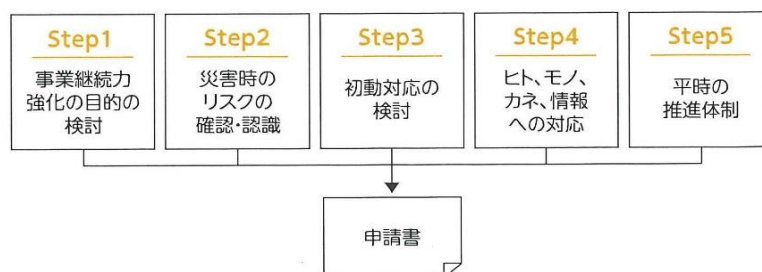
(4)

❖ 事業継続力強化計画の策定手順とポイント

事業継続力強化計画は、5つのステップで作成を進めますが、申請様式は4枚構成でコンパクトな計画書となります。

作成のステップは以下のとおりです。

■ 申請書作成の5ステップ



Step1 事業継続力強化の目的の検討

はじめに目的を明確にします。災害発生時における「従業員やその家族」「顧客や取引先」「地域の方々」等への影響を考え、自社はどう行動していくか、何を目的として事業継続力の強化を図るかを検討します。

Step2 災害時のリスクの確認・認識

次は、実際に事業所や工場などがある地域の災害等のリスクを確認・認識しましょう。まずハザードマップをもとに、具体的にどのようなリスクがあるかを確認します。そのうえで、事業活動に影響を与える自然災害や感染症を1つ以上想定し、その想定リスクが仮に発生した場合にどのような影響を及ぼすかを5つの項目（「ヒト」・「モノ」・「カネ」・「情報」・「その他」）について検討します。

Step3 初動対応の検討

次に、自然災害等が発生した直後の対応手順に関して、「人命の安全確保」、「非常時の緊急体制の構築」、「被害状況の把握・共有」等について検討します。

Step4 ヒト・モノ・カネ・情報への対応

次に、Step2で検討したリスクに対する事前対策をどのような内容で進めるかを検討します。具体的には、「ヒト（人員体制の整備等）」、「モノ（設備・機器及び装置の導入）」、「カネ（資金調達方法）」、「情報（重要情報の保護等）」の4つの視点で検討します。

Step5 平時の推進体制

最後に、事業継続力強化計画の実効性を確保するため、平時から行う取り組み（平時の取り組み推進の体制・教育や訓練・取り組み内容の見直し）を検討します。

❖ 商工会は、「事業継続力強化計画」策定のお手伝いをします！

商工会は、「事業継続力強化計画」策定について、専門家[※]を無料で事業者様に派遣し計画策定を支援します。

自然災害等は、人の力で防ぐことはできませんが、その危機に備えることはできます。万一被災しても、「事業継続力強化計画」により、いち早く事業を復旧させることが、この計画の策定意義です。

「事業継続力強化計画」策定をご検討ください！

📌 労務関連

○ 岐阜県最低賃金改正のお知らせ

岐阜県最低賃金が下記のとおり改正されました。

<p>岐阜県 最低賃金</p>	<p>時間額</p>	<p>950円</p>
----------------------------	------------	--------------------



岐阜県最低賃金は、従来より1時間あたり40円アップし950円になりました。年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

使用者の方は、1時間あたりの賃金額が最低賃金以上になっているか必ず確認してください。

ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する特定（産業別）最低賃金を比較して、いずれか高い方が適用になります。

<p>電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業</p> <p>時間額 929円</p> <p>発効日 令和4年12月21日</p>	<p>自動車・同附属品製造業</p> <p>時間額 972円</p> <p>発効日 令和4年12月21日</p>	<p>航空機・同附属品製造業</p> <p>時間額 991円</p> <p>発効日 令和4年12月21日</p>
---	---	---



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する!

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・賃金引き上げ結果
・事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満 9/10

900円以上
950円未満 4/5
(9/10)

950円以上 3/4
(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索

